

2025年9月18日

[明石市長への要求書]

自治労明石市職員労働組合

「災害時における危機管理体制の確立」に関する統一要求書

貴職におかれましては、住民の生活に欠くことのできない地方自治の推進に日夜ご努力されていることに対して心より敬意を表します。

さて、自治労兵庫県本部に結集する私たちは、これまで「住民のための地方自治の確立」にむけ取り組んできました。私たちは阪神・淡路大震災という未曾有の災害に直面し、あらためて直営堅持による地方自治の重要性を認識しているところです。

近年多発する集中豪雨災害や台風、豪雪災害などの自然災害による甚大な被害は後を絶ちません。改めて自治体各職場における災害時の危機管理体制の確立が求められています。これまで、自治労兵庫県本部公営企業評議会で「自治体ライフライン事業『災害時における危機管理体制の確立』に関する要求書」の取り組みしてきましたが、ライフライン事業に限定せず、地方自治体のあらゆる職場における危機管理体制の確立を求めます。

そして、自然災害発生時には、私たち組合員が地域住民の生命を守るため、第一線で現場作業等に従事します。災害時における勤務労働条件や労働安全衛生体制は、事前に労使協議し、全職員に周知することが求められます。

つきましては、阪神・淡路大震災及び各種災害時の業務による災害支援などの貴重な経験を踏まえ、地方自治の使命として住民生活を守るため、速やかに災害に関する総合的な諸施策を講じられるよう、下記の通り要求します。

記

1. 施設の検証と施策の確立について

- (1)地震あるいは洪水・豪雨及び寒波等々、道路等含む公共施設などに著しい影響を与える災害を想定し、施設の検証を行い、災害対策マニュアルを策定すること。
- (2)災害に強い施設等の整備に向け、方針を確立するとともに、年次目標を定め具体的諸施策を講ずること。

2. 災害発生時の体制について

- (1)災害時における職員の出動計画を定め、周知徹底をはかること。
- (2)災害時を想定した職員の初期活動を確立し、周知すること。
- (3)現行の災害対策マニュアルの検討・見直しをはかるとともに、災害対策本部の役職体制及び任務分担等について確立すること。

3. 災害復旧について

- (1)災害時における公共施設など、応急復旧・応急供給活動に関する目標を定めるとともに、具体的実施計画を確立すること。あわせて、応急復旧・応急供給活動の優先順位を定め、合意をはかるよう事前の対策を講ずること。

4. 自治体間等の応援について

- (1)災害時における相互の応援協定を他の自治体及び事業者との間で締結すること。
- (2)災害時において建設業者等から支援を円滑に得られるよう、事前の取り決めをしておくこと。

5. 教育・訓練及び広報活動について

- (1)職員に対して災害に関する総合的な研修を系統的に実施すること。
- (2)災害訓練の実施に際しては、職員・住民・企業・関係業者等の参加をはかるなど、充実した内容で実施すること。
- (3)災害を想定して、市民の事前対策や災害時の役割を定め、広報などを通じ理解を求めておくこと。

6. 被災自治体への派遣をめぐる労働条件について

- (1)派遣先における時間外勤務・休日勤務手当等は、労働基準法を遵守すること。

- (2)派遣者を選ずる場合は、本人及び家族の同意の上、職場の合意形成をはかること。
また、長期派遣などにより派遣元の業務に支障をきたす場合は、必要な人員を確保すること。
- (3)派遣中の派遣元の本来業務は、職場でフォローする体制を確立すること。
- (4)被災自治体の災害支援に早期に対応できるよう職員研修を行うこと。また、派遣対応マニュアルを策定すること。

7. その他

- (1)災害時における職員による他自治体へのボランティア活動について方針を確立すること。
- (2)災害に強い施設整備等に要する費用に関し、国・自治体に対して補助制度の拡大・補助率の改善を求めること。
- (3)職員および家族の健康に配慮した労働形態、その労働形態を除外・軽減する疾病者等の範囲を定めること。
- (4)労働安全衛生体制及び委員会活動の開催方法を、災害の程度・規模に応じて決めておくこと。
- (5)災害発生に備えた諸方針の策定にあたっては、労使の検討委員会を設置するとともに、労働組合の参画について積極的に対応すること。

以上